

提案第 2 号

合併の期日について

合併の期日は、平成 1 7 年 3 月 1 日とする。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	2 合併の期日
調整の内容	合併の期日は、平成17年3月1日とする。

【提案理由】

- 1 市町村の合併の特例に関する法律に規定する特例措置の適用を受けることができる期日とする。
- 2 合併協議の結果を住民に対して十分に周知し、理解を求めるとともに住民の意向を把握するための期間を確保する。
- 3 法手続きに必要なかつ十分な期間を確保する。
- 4 合併に向けた準備の期間を確保する。

（説明）

合併の期日は、合併協議の基礎となる事項であり、その期日を前提としてすべての事務事業や制度を調整していくこととなります。現行の合併特例法に定められた特例措置の適用を受けるためには、平成17年3月31日までに合併が成立している必要があります。

一方、合併協議会における協議が終了した後、各市町においては、合併協議の結果を住民に対して十分に周知し、理解を求めるとともに、合併に向けての住民の意向を把握し、最終的な意思決定を行う必要があります。

提案は、このような意思決定のための期間と、それに続く法手続き及び合併準備に要する期間を適正に見込んだものです。

なお、合併に伴って、廃止される市町について打ち切り決算を行う必要がありますが、この決算には出納整理期間が設けられていないため、支払事務が集中する年度の末日に合併期日を設定することには事務的な困難を伴うことが予想されるものです。

【参考事項】

【合併協議会運営の手引～市町村合併法定協議会運営マニュアル～（政策編）】（総務省）（抜粋）

合併の期日も合併の基本事項です。期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断されるべきものでしょう。

場合によっては、市町村の長及び議会議員の任期とその特例期間等をにらんだ駆け引きに使われる事例がありますが、これは当然住民の立場に立った総合的な判断に立つべきでしょう。

なお、合併の施行期日が平成17年4月1日以降となる場合は、現行合併特例法の適用がなくなることに留意する必要があります。

【合併協議会運営の手引～市町村合併法定協議会運営マニュアル～（実務編）】（総務省）（抜粋）

合併による法人格消滅に伴う決算については、出納整理期間はなく、即日決算であることなども具体的な期日を設定する際には考慮する必要があります。例えば、4月1日に新市町村を発足させる団体は過去から多いが、年度末は納入・支払いが集中するため、伝票整理や決算処理に苦勞することが多いようである。

【法令・取扱通知等】

地方自治法

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

（中略）

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

市町村の合併の特例に関する法律

附則

（失効）

第2条 この法律（中略）は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

【先進事例】

合併後の市町村名	山梨県 南アルプス市	愛媛県 新居浜市	群馬県 神流町	岐阜県 山県市	静岡県 静岡市	宮城県 加美町	広島県 呉市	広島県 大崎上島町	香川県 東かがわ市	福岡県 宗像市
合併の方式	新設	編入	新設	新設	新設	新設	編入	新設	新設	新設
合併協定書調印	H14.10.17	H14.10.21	H14.9.11	H14.9.24	H14.4.2	H15.1.8	H14.8.8	H14.9.10	H13.5.30	H14.5.30
市町村議会合併議決 (最終の市町村)	H14.10.24	H14.11.8	H14.9.12	H14.9.25	H14.4.18	H15.1.9	H14.9.18	H14.9.30	H13.6.1	H14.6.26
官報告示	H15.2.3	H15.2.3	H15.2.3	H15.2.3	H14.9.9	H15.3.13	H15.1.29	H15.1.29	H13.11.19	H14.12.4
合併期日	H15.4.1	H15.4.1	H15.4.1	H15.4.1	H15.4.1	H15.4.1	H15.4.1	H15.4.1	H15.4.1	H15.4.1
市町村議会合併議決 合併期日 (合併準備期間全体)	159日	144日	201日	188日	348日	82日	195日	183日	669日	279日
市町村議会合併議決 官報告示 (法手続に要する期間)	102日	87日	144日	131日	144日	63日	133日	121日	171日	161日
官報告示 合併期日 (最終的な準備期間)	57日	57日	57日	57日	204日	19日	62日	62日	498日	118日

合併後の市町村名	熊本県 あさぎり町	山口県 周南市	岐阜県 瑞穂市	千葉県 野田市	新潟県 新発田市
合併の方式	新設	新設	新設	編入	編入
合併協定書調印	H13.11.22	H14.8.27	H14.12.10	H14.12.2	H14.11.6
市町村議会合併議決 (最終の市町村)	H14.1.15	H14.9.27	H14.12.19	H14.12.25	H14.12.9
官報告示	H14.5.23	H15.2.3	H15.4.4	H15.4.4	H15.4.11
合併期日	H15.4.1	H15.4.21	H15.5.1	H15.6.6	H15.7.7
市町村議会合併議決 合併期日 (合併準備期間全体)	441日	206日	133日	163日	210日
市町村議会合併議決 官報告示 (法手続に要する期間)	128日	129日	106日	100日	123日
官報告示 合併期日 (最終的な準備期間)	313日	77日	27日	63日	87日

(調整案)
1市2町
H16.6
H16.6
H16.11
H17.3.1
240日程度
120日程度
120日程度

稲沢市・祖父江町・平和町の合併に関する事務日程（案）

時期	想定日	法手続等			広報・広聴事業その他参考事項	合併準備作業等
		事項	1市2町 (協議会)	県(知事)		
15年7月	1日	稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会設置				
	8日	協議会における合併協議開始				
8月	8日					
	27日					
9月						
10月	1~17日					
	19日					
	21日					
11月	5日					
12月	4日					
16年1月	9日					
	31日					
2月	上旬	市町村建設計画(素案)に基づく事前協議				
3月	~12日	事前協議回答				
	13日	新市建設計画(案)合意 協定項目に関する協議概ね終了 市町村建設計画(案)に基づく正式協議	回答<			
	中旬					
	~30日	正式協議回答				
	30日	新市建設計画決定				
4月	下旬~					
5月	~下旬					
6月		合併協定書調印				
		1市2町議会が合併(廃置分合)議案議決 合併(廃置分合)申請				
7月		(知事は市の廃置分合について総務大臣に協議)				
8月						
9月		合併関係議案県議会に上程				
10月		県議会が合併関係議案議決 知事が合併を決定 知事が合併の旨を総務大臣に届出				
11月		官報告示(合併の効力発生(確定))				
12月						
17年1月						
2月						
3月	1日	合併の期日(目標)				

編入合併の場合	新設合併の場合
・平成16年度補正予算(3月分)成立(稲沢市議会)	
・平成17年度当初予算成立(新市議会)	・平成16年度暫定予算(3月分)専決(施行令第2条)
	・平成17年度暫定予算(4月~新市長就任)専決